

# 淀川河川公園 守口地区・外島地区 公園整備計画

令和3年3月

近畿地方整備局 淀川河川事務所

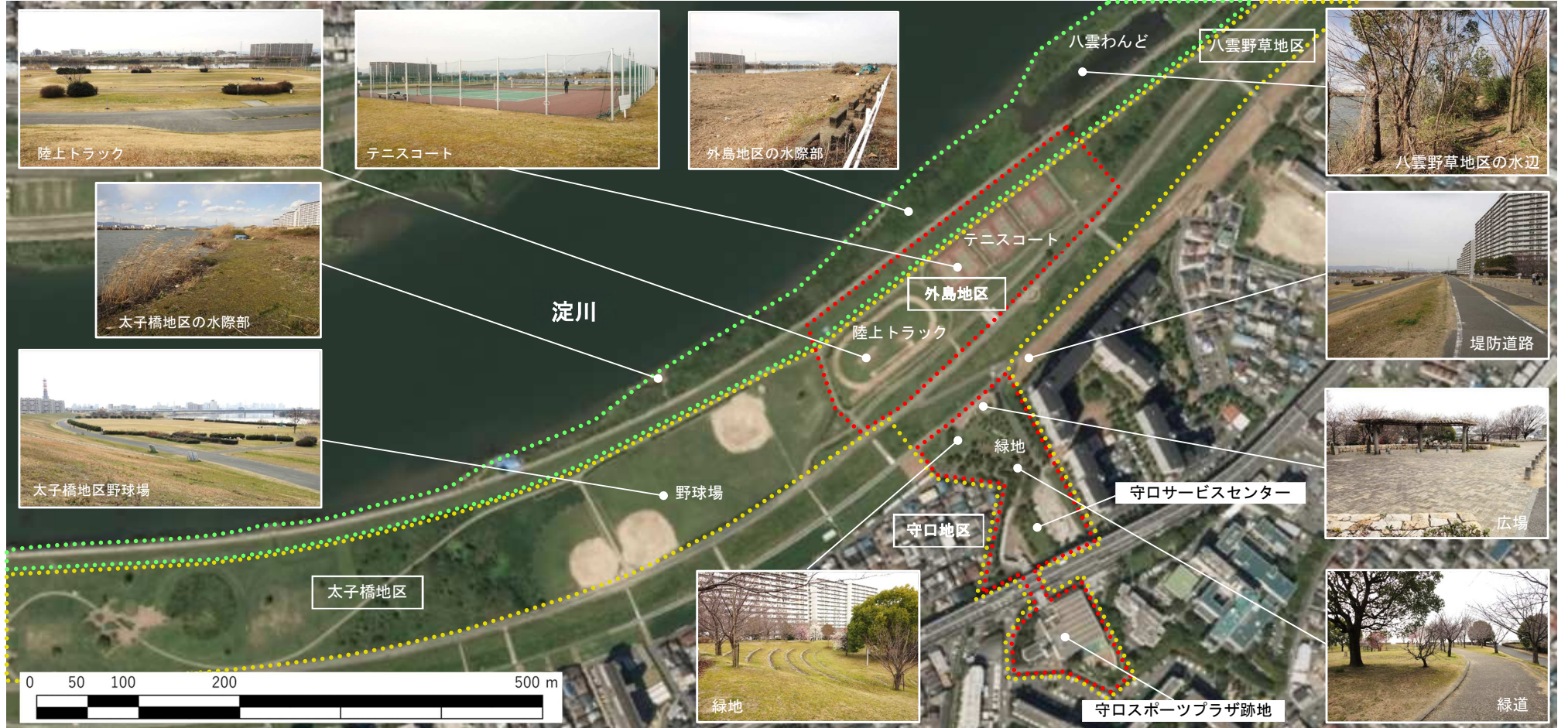
## ■ 守口地区、外島地区の現況

年間利用者数と主な公園施設		
地区	主な公園施設	年間利用者数（令和元年）
守口地区	休養施設 1箇所	年間利用者数 14,340人
外島地区	テニスコート 6面	年間利用者数 119,586人
	陸上トラック 1面	テニスコート 1,433人 陸上トラック 10,411人 ※運動施設利用者は年間利用者数の内数

各視点からの現況				
地区	ゾーニング計画の実現	魅力	快適性	つながりの改善
守口地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>供用区域のすべてが堤内地側にあり、「多目的利用ゾーン」に指定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>淀川河川公園の中で唯一、堤内地側の市街地内に敷地が存在する。</li> <li>堤防上に広場が整備され、や淀川の広大な空間を見渡せる。</li> <li>堤防の堤内地側にウメやサクラなどの花が咲く樹木が植樹された緑地がある。</li> <li>鉄道駅から徒歩圏内にあり、街中から河川にアプローチしやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区内に守口市サービスセンターがあり、水洗トイレ、情報コーナー等のサービスを利用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の中にあり、地下鉄守口駅から桃町緑道公園徒歩8分と公共交通機関からのアクセス性がよい。</li> <li>上下流方向に他地区が連続し、緊急用河川敷道路により移動が容易である。</li> </ul>
外島地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の供用区域は、ほとんどが「多目的利用ゾーン」内にあり、水際部の一部が「水辺環境保全・再生ゾーン」に含まれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テニスコートや陸上トラックなどの運動施設がある。</li> <li>陸上トラックの内側は多目的広場としての自由な利用も可能になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場は地区内に存在しないが、隣接する守口地区、下流側の太子橋地区の駐車場がある。</li> <li>隣接する守口地区サービスセンターの水洗トイレ、情報コーナー等のサービスを利用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>守口地区を介して住宅地や商業地等の市街地からのアクセス性がよい。</li> <li>上下流方向に他地区が連続し、緊急用河川敷道路により移動が容易である。</li> </ul>

凡例

- 供用区域
- 水辺環境保全・再生ゾーン
- 多目的利用ゾーン



## 淀川河川公園の整備方針（基本計画）

### （1）ゾーニング計画を新たに定める

- 基本計画における地区区分計画を改め、淀川の自然環境が縦断及び横断方向に連続するようなゾーニング計画を新たに定める

### （2）淀川の自然環境の保全・再生を図る

- 自然環境の連続性に留意しながら、自然環境のネットワーク及び淀川の特徴ある水辺の景観を保全・再生する
- 干潟や砂州、ヨシ原、ワンド、たまり等の水陸移行帯や淀川固有の生物が生息・生育できる場を保全・再生する

### （3）淀川らしい利用ができるようにする

- ①淀川の自然環境と利用との調和を図る  
社会動向の変化、周辺の都市の状況、地域住民・利用者のニーズや意見を踏まえ、地区ごとの特性を考慮しながら淀川の自然環境との調和を図る
- ②淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる  
地区ごとの特性を活かし、水辺での水遊びや自然観察、原っぱでの遊びや運動、休憩、散歩など様々な形で淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる
- ③淀川全体をつなぐ・まちと淀川をつなぐ  
散策やジョギング、サイクリングなどが行えるよう、淀川全体をつなぐとともに、周辺地域と淀川にまつわる歴史・文化資源の散策・周遊等のルート設定や、広域避難地としての役割など、まちと淀川をつなぐ取り組みを行う
- ④淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくる  
水辺越しに見える都心部の眺望景観、北摂連山や天王山、男山、生駒山地などの山なみと一体的な景観との調和を図り、水辺の景観を楽しめる場をつくる

### （4）淀川にまつわる歴史・文化資源を活かす

- 渡しや舟運、旧毛馬開門・洗堰や川港跡、樋跡、三川合流部などの保存や展示、言い伝えを後世に伝えるなど、淀川にまつわる歴史・文化の資源を活かす

## 守口地区・外島地区の特性

- ・守口・外島地区周辺の市街地は自然的環境が少ないため、堤外地は貴重な空間となっている。
- ・守口・外島地区周辺は、現状でスポーツや日常的な健康づくりの需要が大きく、今後の人口動態も踏まえると、これらのニーズは高まっていくと考えられる。
- ・淀川の縦断方向に緊急用河川敷道路、自転車道が走っており、公園以外の縦断方向の河川利用も盛んである（ジョギング、ウォーキング、サイクリング等）
- ・守口地区は堤内地側に存在し、淀川河川公園の中にあつて市街地から河川への連続性を備えた貴重な空間を備えている。
- ・公共交通でアクセス可能であり、淀川河川公園の拠点的功能の役割を果たす条件を備えている。

## 守口地区・外島地区の整備方針

### ◇地域の人々と河川を結びつける玄関口として守口サービスセンターを位置づけ、河川に親しめる空間づくりをめざします

- ① 運動施設の配置見直しや水辺環境保全・再生ゾーンの積極的な利用により、淀川の自然環境を身近に感じられる空間を形成し、子どもたちが河川についてより深く知り・学べる場としてサービスセンターをリニューアルします。
- ② 新たなサービスセンターを拠点とした自然観察会等のプログラムを通じて、淀川の身近な自然に親しめる環境づくりや、水辺に近づける機会の創出を図ります。

### ◇下流左岸の拠点として、様々な使い方に対応出来る施設整備と空間づくりをめざします

- ① 淀川の自然環境や歴史・文化を活用した学習プログラム等の実施拠点として、また、淀川河川公園を利用する人々の休憩や憩いの場、さらには、各種教室等を通じた健康づくりに寄与する場として、サービスセンターのリニューアルを進めます。
- ② 運動施設の再配置等により、自然体験、健康づくり、運動、BBQ、各種イベントなど利用者の創意工夫で多目的に利用できる広場づくりを進めます。

### ◇淀川全体やまちとつなぐ結節点をめざします

- ① 隣接する太子橋地区や八雲野草地区との一体的な利用を図りつつ、まちから淀川へ人々を誘導します。また、周辺の桃町緑道公園等との接続を考慮し、まちと淀川をつなぐ場となることをめざします。
- ② 堤防天端のサイクリングロード等との接続を考慮した機能配置とし、淀川全体をつなぐ場となることを目指します。



■ 守口地区・外島地区の整備内容





■ 守口地区・外島地区の整備・運営管理の内容

	整備項目	該当項目	地区	現状・課題・ニーズ	概要
1	運動施設の再配置と多目的広場の整備	【魅力の向上】 【自然環境への配慮】	外島地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テニスコート6面のうち、使用可能なものは1面のみである。</li> <li>・緑地や広場へのニーズが高いにも関わらず、自由に利用できる多目的な広場がない。</li> <li>・水辺に近づける場所が少ない。</li> </ul>	<p><b>【整備項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用中止が続いているテニスコートを除却し、運動やレクリエーション、BBQ、各種イベント等で活用できる多目的広場を整備する。</li> <li>・多目的広場は芝生地とし、現状よりも緑被面積の拡大によるエコアップを図る。</li> </ul> <p><b>【運営管理項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外島地区と隣接する太子橋地区・八雲野草地区の水辺環境保全再生ゾーンを活用し、イベント時を中心に、カヌーやSUPなどの水辺アクティビティを行える仕組みづくりを行う。さらに自然観察等のプログラムは、水辺環境保全再生ゾーンの活用を図る。</li> </ul>
2	守口サービスセンターのリニューアル	【魅力の向上】	守口地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスセンターと高水敷の園地の一体的利用による公園全体の活性化が期待できる。</li> <li>・トイレ、休憩施設、飲料品などが入手できる施設（自動販売機、売店、喫茶店）のニーズが高い。</li> <li>・BBQや自然観察会のプログラムへのニーズが高い。</li> <li>・再整備期間中は公園機能の一部を利用できない可能性がある。</li> </ul>	<p><b>【整備項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外島地区やサイクリングロード等からの利用、見晴らしを考慮し、できるだけ堤防に近い位置に休憩や地域の様々な活動の拠点となる場として再設置する。</li> <li>・健康や自然等に関する各種プログラムの実施拠点として活用できるよう、多目的室や快適なトイレ等を整備する。</li> <li>・日常的な休憩、イベント利用、サイクリングの拠点となるよう天端広場を整備する。</li> <li>・健康増進に寄与するよう、小径沿いに健康遊具の配置も検討する。</li> <li>・再整備期間中も公園利用者へのサービス提供の質が維持されるように配慮する。</li> </ul> <p><b>【運営管理項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点施設として、各種イベントの開催等により隣接する太子橋地区や八雲野草地区との一体的な活用を図る。</li> <li>・地域の教育機関と連携し、子どもたちが河川についての知識と体験を深められるような自然環境学習プログラムの充実を図る。</li> <li>・公園利用者やサイクリング愛好家等の休憩や憩いの場としての魅力向上のため、イベント時におけるキッチンカーの誘致を試行的に実施検証する。</li> </ul> <p><b>【運営管理体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な地域団体と連携し、河川を利用した地域参加型の諸活動を支援できる体制構築を図る。</li> </ul>
3	守口スポーツプラザ跡地利用	【魅力の向上】	守口地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の利活用の状況変化に合わせた可変的な施設整備が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・守口サービスセンターのリニューアル等を優先的に取り組みながら、今後の整備内容を引き続き精査する。</li> </ul>
4	緑陰休憩施設の整備	【快適性の向上】 【自然環境への配慮】	外島地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日陰がない。</li> </ul>	<p><b>【整備項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日陰での休憩ができるよう、緑陰となる樹木やベンチを配置する。</li> </ul>
5	トイレの移設・新設	【快適性の向上】	外島地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性の確保のため、高水敷上のトイレも必要である。</li> </ul>	<p><b>【整備項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の利用転換に伴い配置を見直す。</li> </ul>
6	駐車場の整備	【快適性の向上】	守口・外島地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、一般利用者向けの駐車場がない。</li> </ul>	<p><b>【整備項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徒歩、自転車、地下鉄利用者に加え、広域からの自家用車での利用に対応するため、駐車場を整備する。</li> <li>・駐車場は、エコアップとして透水性舗装とすることを検討する。</li> </ul>
7	エントランス広場の整備	【つながりの改善】	守口地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設サービスセンター及び前面広場は、市街地からの玄関口であるが、現在、エントランス広場としての機能が弱い。</li> <li>・奥行きが見通しづらく、川に繋がる公園であることが認識しづらい。</li> <li>・歩道橋がほとんど利用されていない。</li> <li>・守口地区・外島地区への入口が分かりづらい。</li> </ul>	<p><b>【整備項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちからの玄関口となる場所の特性を活かし、広場を整備し、人々の集散や休憩、イベント等に活用できるスペースを創出する。</li> <li>・利用頻度が低く、奥行きが見通しを悪くしている歩道橋を撤去する。</li> <li>・歩道橋の撤去と合わせ、樹木の配置及びサービスセンターの配置により、奥行きが見通し改善を図る。</li> <li>・前面道路からの公園入口への誘導機能の改善として、公園入口にサインを設置する。</li> </ul>

※およそ5年程度を目途として、整備・再整備の実施が見込まれる内容について記載しています。  
※地域協議会での議論、治水・環境の視点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。